

広島市告示第269号
令和7年5月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、広島市学校給食費等債権回収等業務において、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 公金事務の委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、所在地

- (1) 名称 弁護士法人 一番町綜合法律事務所
- (2) 所在地 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

学校給食費及びこれに係る遅延損害金、日本スポーツ振興センター共済掛金、高等学校等授業料等及び旧湯来町奨学金並びにこれに係る延滞金、地域改善対策奨学資金貸付金及びこれに係る延滞利子

3 委託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで